

## 第5回協議会 3月9日（火）

場所

一の宮町／就業改善センター

### 協議事項

あつた者は、平成十七年七月十九日までの間引き続き在任することを了承されました。

### 今回の協議において

#### 確認された事項

**協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて**

（一）農業委員会の設置について

家入委員長から、庁舎建設等に関する小委員会の協議経過について報告を行いました。

現在の阿蘇町の区域に黒川選挙区、内牧選挙区、山田選挙区、永水尾ヶ石選挙区を設けることで承認されました。

（二）農業委員会の選挙について

黒川選挙区 六名  
内牧選挙区 三名  
山田選挙区 三名  
永水尾ヶ石選挙区 五名  
波野選挙区 四名

**○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）（継続）**

再度継続協議となりました。

**○協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて**

前回、事務局から法律の解釈により、在任特例の期間については、

新市建設計画については、前回の協議会を受け、県との正式協議を行っていましたが、三月三日付で県から異議なしの回答があり、これをもって阿蘇市の建設計画と

（三）農業委員会の選挙による委員の任期について

新市建設計画は、別添「阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

3町村の選挙による委員であつた者は、市町村の合併の特例

に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日までの間、引き続き

平成十六年三月九日確認

（四）選挙区の設置について  
特例期間終了後は、次の区域による選挙区を設置して選挙を行う。

選挙区ごとの定数は次のとおりとする。

一の宮選挙区 九名

黒川選挙区 六名

内牧選挙区 三名

山田選挙区 三名

永水尾ヶ石選挙区 五名

波野選挙区 四名

**協議第十七号 新市建設計画について**

新市建設計画は、別添「阿蘇市建設計画」に定めるとおりとする。

3町村の選挙による委員であつた者は、市町村の合併の特例

に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日までの間、引き続き

新市建設計画による選挙による委員として在任する。

あるとの報告を行い、継続協議となつてきましたが、その後の農業委員会の正副委員長の会議をふまえ、3町村の選挙による委員で

わかるが、阿蘇の景観に十分配慮したものにして欲しいとの要望がなされました。

新市建設計画による選挙による委員として在任する。

